平成２３年（フ）第１８３号
鹿児島県鹿屋市川西町4817番地１　５号棟
債務者　宮里美智子（旧姓川野）
１　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
青森市橋本１丁目３番14号　スーパーホテル青森内
債務者　井手　信陽
１　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
青森市金沢４丁目17番７号　セーラム103号
債務者　平野れい子
１　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
青森県むつ市仲町７番42号　佐藤アパート１号
債務者　柴刈美恵子
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊60番地辻村アパート３号、住民票上の住所青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊60番地
債務者　角田　嘉英
１　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
青森県弘前市大字城東中央３丁目４番地12スカイタウン弘前406号
債務者　北山　一美
１　決定年月日時　平成23年12月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２０４号
青森県弘前市大字駒越町50番地１
債務者　田村　千惠
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３２２号
神奈川県横須賀市大矢部５丁目19番14号コーポ山田屋202
債務者　嘉山　厚子
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３３６号
神奈川県横須賀市長井３丁目８番23号
債務者　嘉山マサ子（旧姓渋谷）
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２０５号
青森県八戸市石堂２丁目19番９号、前住所青森県八戸市大字田面木字上田面木91番地１コーポブロッサム１－Ａ
債務者　向駒木真貴
１　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１７３２８号
千葉県習志野市大久保４丁目４―28
債務者　武井眞里子
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３２９号
埼玉県さいたま市南区辻４丁目７―25―302
債務者　巴　　正治
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３３５号
埼玉県戸田市上戸田４丁目12―９―301
債務者　渡辺　葉子
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３３９号
神奈川県横浜市金沢区六浦５丁目43－１－301
債務者　平野　　洋
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３４０号
東京都調布市国領町１丁目３－１―502
債務者　霜多すみ恵
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３４１号
東京都江東区北砂１丁目３－１―208
債務者　佐野　充弘
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３４２号
東京都江東区北砂１丁目３－１―208
債務者　佐野　淳子
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部